

令和3年1月15日

会員各位

広臨技 表彰審査委員会

会員表彰の推薦について（お願い）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、平素より当会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

（一社）広島県臨床検査技師会では、会員の研究意欲の高揚と資質の向上を図る目的で、優秀な論文に学術業績者賞、学術活動に功績のあった会員に学術奨励賞、技師会活動に顕著な功績のあった会員に功労賞の表彰制度を設けています。下記各賞に該当する会員を推薦して頂きますようお願い申し上げます。尚、表彰規定に則った、学術業績者表彰に該当する候補者一覧を添付いたします。

【各賞について】広臨技 組織運営規定の表彰規定より

学術業績者……第4条 学術業績者とは、「医学検査」（表彰日の前年度に発刊された第1号から第12号までのもの）又は当会会誌（表彰日の前年度に発刊されたもの）に学術論文を掲載された者であって、特に優秀と認められた者をいう。

学術奨励者……第5条 学術奨励賞とは、当会学術部活動を通じて、特に顕著なる実績と活動が認められた者、並びに、当会地区活動及び県学会各種研究会等に積極的に参加して臨床検査技師の模範となりうる活動をした会員であって、次のいずれかの基準を満たす者をいう。ただし、在任中の理事は除くものとする。

- (1) 県学会にて一般演題を発表した者
- (2) 県学会における座長（司会）又はシンポジウム演者の経験者。
- (3) 各種関連学会、研究会等及び地区活動を積極的に運営し、臨床検査技師の資質の向上に貢献した者

功労者……第6条 功労者とは、次の基準を満たす者をいう。

- (1) 当会会員歴が、通算して30年以上である者
- (2) 表彰を受ける年の12月末日をもって満55歳以上である者
- (3) 当会役員歴が、通算して10年以上である者

特別賞……第8条 特別表彰者とは、第4条から第7条のほか、当会の発展に顕著な功績があった者で、表彰審査委員会において特に表彰を認めた者をいう。

被表彰資格……第9条 被表彰者は表彰を受ける年度の3月31日に当会の会員であること

【推薦状提出締切日】 令和3年2月19日（金）

【提出・問い合わせ先】（一社）広臨技 表彰審査委員会 小川和子

県立広島病院

〒734-8530 広島市南区宇品神田 1-5-54

TEL (082) 254-1818

FAX (082)

Email:kensa08@hph.pref.hiroshima.jp

